情報コーナー

china town information

転出の際の国民健康保険手続きについて

国民健康保険（以下、国保）加入者が町外へ転出する場合は、必ず国保の資格喪失届を提出しなければなりません。手続きは以下のとおりです。

●就・退職で転出される方

資格喪失届の提出が必要ですので、現在お使いの保険証と印鑑をお持ちのうえお手続きください。

●進学等で転出される方

進学のため町外へ転出するときは、学生用の被保険者証（以下、マル学保険証）を交付します。マル学保険証が交付された方は、住所を町外に移しても国保の資格は転出前の世帯の国保加入者として取り扱いますので、転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

また、マル学保険証該当者に係る国保税は転出前の世帯の世帯主に対して、これまで通り課税されます。

マル学保険証の交付には合格通知など入学の事実が確認できる書類が必要なほか、更新のため毎年4月に在学証明書等の提出が必要です。

その他、新たに国保に加入される方や社会保険に加入される方も保健福祉課にお問い合わせください。

問 保険福祉課
電話（84）3153

放課後児童クラブ「はなしぐぁ」の閉所について

放課後児童クラブ「はなしぐぁ」は、3月末で閉所となります。

4月からは、新たに社会福祉法人幸福福祉会による放課後児童クラブ「しらゆり」が開所します。詳細については、しらゆり保育園に直接お問い合わせください。

問 しらゆり保育園
電話（93）3033

農業委員会よりお知らせ

●農業委員会定例総会

農業委員会の定例総会は、毎月25日（土日祝日の場合は前後の日）です。農地の貸借・売買・転用等が必要な方は、毎月10日（土日祝日の場合は前日）までに申請書を農業委員会へ提出してください。

●全国農業新聞の普及推進

農業に関する様々な情報や農業経営に役立つ知識の提供を目的に、全国農業新聞の普及推進活動を行っています。新聞購読は、お近くの農業委員又は農業委員会事務局へお申し込みください。購読料は月額700円で毎週金曜日に郵送されます。

●農業者年金

国民年金1号被保険者で年間60日以上農業をしている60歳未満の方なら、誰でも加入でき、脱退も自由です。毎月の保険料は2万円を基本に、最高6万7千円まで1千円単位で自由に設定でき、いつでも保険料の変更ができます。

詳しくは、農業委員会にお問い合わせください。

問 申 農業委員会
電話（84）3165

森林の伐採・土地の取得には届け出を！

■立木を伐採するときは事前の届出が法律で義務づけられています

伐採及び伐採後の造林の届出は、森林の伐採及び伐採後の造林が町の森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう届け出していただくものです。

届出は、森林保有者や立木を買い受けた方が行います。ただし、立木を伐採する方と伐採後の造林を行う方が異なる場合は、連名で提出します。

伐採を始める90日前から30日前までに、届出を行います。届出をしないで伐採を行うと、100万円以下の罰金に処せられます（森林法第207条）。

■森林の土地を取得したときは届出を

森林の土地の所有者となった方は町長への事後届出が義務付けられました。

これは、森林の所有者が分からないと、①行政が森林所有者に対して助言等ができない②事業体が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられないとのことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法改正により設けられました。

なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

●届出が必要な場合

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

●届出の方法

所有者となった日から90日以内に、取得した土地が町内の場合は町長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

届出の際は、届出書に①その森林の土地の位置を示す